

七、其他支那教育の多面せる問題は如何なることぞ、漸へるに個人的問題であら  
と必らずこれを捕へる階級乃至を意識せしめざるべからざるなり。

八、毎月一回必ず教育部の活動を組合の教育部に報告すること。

第二項 組合教育部の任務

一、支那教育部を統轄指導すること。

二、研究会の開催。(第二項第一項参照)

三、研究会の教材の整理と統一(研究会の教材は各組合共通とするもの)

四、組合員を地方評議會の特別研究会に、或は労働學校に出席せしめ、其の努力  
するに。

五、毎月一回教育部員會を開催し、教育上の問題を協議研究すること。

六、組合員士及指導者との養成に漸へる注意と努力を拂ふこと。

七、毎月一回必ず教育部の活動を地方評議會、教育部に報告すること。

第三項 地方評議會、會、教育部の任務

一、各組合教育者の連絡統一。

二、特別研究会の開催(第二項第四項参照)

三、各種の系統的教材及教程の作成と活用。

四、労働者教育に對する指導者養成。

五、各組合教育部との報告、整理、指導、統率、指導部との連絡。

六、毎月一回必ず地方評議會、教育部、委員會を開催し、教育上の諸問題を  
いて協議研究すること。

七、其他労働者教育に關する各種事業の計画及実行。

第二章 教育機関

第一項 教育方針

(一) 教育方針

本誌會は一般組合員の教育の爲め、或は組合員の親睦の爲め、集會である。  
故に本誌會は極く多量な多量の人向きの會合でなければならぬ。